

# 4

# 実務教育・訓練：Navigation

## シミュレータ訓練の魅力

- 繰り返し訓練が可能
- 危険を伴うことなくトラブルを再現
- 現実に発生した事故を体験
- 難易度に応じた状況を作り出せる

## 4-1 操船シミュレータ

海技大学の操船シミュレータは、国際的な基準であるSTCW条約に準拠しています。操舵スタンド、エンジンコンソール、レーダ、航海灯パネルなど実機を装備した模擬船橋と、下方視界及び後方モニタを確保した視界映像を再現できるフルスクリーンを配置し、実船に近い環境で様々な訓練を行うことができます。



第一操船シミュレータ

- ① 模擬船橋：6.25m×3.55m
- ② 海域：
  - ・東京湾、東京港、横浜港(本牧、大黒、根岸)
  - ・伊良湖水道、三河湾、名古屋港
  - ・紀伊水道、友ヶ島水道、明石海峡
  - ・神戸港、大阪港、堺泉北港、姫路港
  - ・備讃瀬戸西部、水島港
  - ・来島海峡、関門海峡、関門港、佐世保港、那覇港
  - ・Singapore Strait、Ra'sTannurah
- ③ 環境模擬：昼間、夜間、薄明、視界制限など
- ④ 自船船種：
  - ・タンカー(10万DWT、3万DWT、5,000DWT、499G/T型)
  - ・貨物船(1万G/T、6,000G/T、3,000G/T、1,000G/T型)
  - ・自動車専用船・LNG船・漁船40m
  - ・VLCC(28万DWT、26万DWT)
  - ・バルクキャリア(14万DWT、7万DWT、5万DWT)
  - ・カーフェリー(19,000G/T型)
  - ・コンテナ船(8,000TEU、6,000TEU、4,000TEU) など

### ● BRM(Bridge Resource Management)訓練

2010年6月のSTCW条約締約国会議において改正STCW条約にBRM訓練の義務づけが盛り込まれました。ヒューマンエラーによる事故を未然に防ぐ鍵はBRM訓練の習得と実践にあります。繰り返し受講することによって一人一人の安全意識が継続的に高められ、各船の安全運航が図られます。

### ● 操船シミュレータ訓練

Open Seaにおける基本的な操船や輻輳海域での避航操船、狭水道航行、出入港操船、離着桟操船、機関故障や操舵機故障などの非常時対応訓練を含めた総合的な訓練を行います。



第二操船シミュレータ

## ● 操船シミュレータ(PEC)講習

強制水先区を航行する船舶の船長に対する航海実歴認定制度(Pilot Exemption Certificate)において、この講習を受講することで航海実歴回数の軽減措置が受けられます。



## 4-2 安全実務

内航船員に対して、社会環境の変化に対応できるよう知識・技能の補完や拡充を行い、内航海上輸送の安全性向上と高品質化を図るための教育・訓練です。

### ● 安全実務訓練

(訓練対象)安全、航海、荷役及び関連作業、品質管理、環境管理、設備管理、TPM活動 等

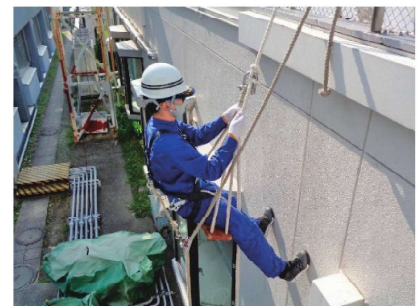


## 4-3 甲板作業管理

安全かつ効率的な作業を推進するために必要な知識・技能の習得と安全意識の向上を目的に、船上保守整備作業とその管理業務遂行のための計画立案、作業監督、指導方法等を学びます。

### ● 甲板作業管理訓練

(訓練一例)検知器、保護具の取り扱い、高所作業、舷外作業、係留作業、繊維ロープ・ワイヤーロープの取り扱い、塗装作業、応急処理、船体関係図面の見方 等



## 4-4 ECDIS

ECDISの実機とコンピュータベースの模擬装置で構成されています。  
現実の海域を再現したシミュレータ室で、航海の安全強化のためECDISを取り扱い、表示されている情報の解釈、航海計画作成と航路監視、異常時の対処法など座学で学んだ内容を駆使して、機器の操作に習熟します。

### ● 登録電子海図情報表示装置(ECDIS)講習

IMO Model Course 1.27(2012edition)に則ったECDIS講習を実施しております。



ECDIS講習



レーダ・ARPAシミュレータ(ECDISを含む)

## 4-5 GMDSS

1999年に海上における通信システムが、アナログから「GMDSS」と呼ばれるデジタル通信に移行しました。これにより、従来の通信士に代わって船長・航海士ら自らが、陸上や船舶との通信を行う必要が生じたため、このGMDSSシミュレータを使用して、無線機器操作及び運用訓練を行います。

<特徴>

- 誤操作による妨害電波や誤警報の発射を防止するのに有効な訓練となります。
- 実害なく遭難警報、通信が実際に送信でき、非常事態に備える訓練が行えます。
- 義務化されている技術の習得・運用訓練が他に影響を与えることなく行えます。

### ● 船舶局無線従事者証明認定講習(新規訓練)

電波法の規定に基づく船舶局無線従事者証明取得のための認定新規訓練です。

### ● 第二級海上特殊無線技士講習

船員になろうとする学生及び船舶の運航上当該資格を必要とする受講生が、船舶における通信業務に従事するために必要な第二級海上特殊無線技士の資格を取得できます。



GMDSSシミュレータ訓練

上記以外にも様々な講習・訓練を実施しておりますので、お問い合わせ下さい。